

著作権法の一部改正に関する説明会
(2018/12/21)

平成30年著作権法一部改正について
ー研究・教育に関係する箇所を中心にー

南　亮一
（国立国会図書館関西館アジア情報課長）
bzm02120@nifty.com

目次

1. 法改正の話を始める前に：著作物を利用するには
2. 平成30年に著作権法がどのように改正されたかを簡単に
3. 著作権保護期間の延長
4. 研究に関係する項目（経緯を含め）
5. 教育（の情報化）に関係する項目ー実はこれから色々始まりますー

著作権法の一部改正に関する説明会(2019/12/21)
平成30年著作権法一部改正について
ー研究・教育に関係する箇所を中心にー

法改正の話を始める前に：著作物を利用するには



目次

1. 法改正の話を始める前に：著作物を利用するには
2. 平成30年に著作権法がどのように改正されたかを簡単に
3. 著作権保護期間の延長
4. 研究に関係する項目（経緯を含め）
5. 教育（の情報化）に関係する項目ー実はこれから色々始まりますー

著作権とは？

- 著作権：「著作物」を使うときに働く権利。
- 原則として著作者（著作物を作った人）が持っている。

∴（当たり前のようですが）著作物を使う場合には、**著作（権）者**から**許諾**を得なければなりません。

例）本の出版、テレビ番組の制作、レコード製作…

著作権とは？（続）

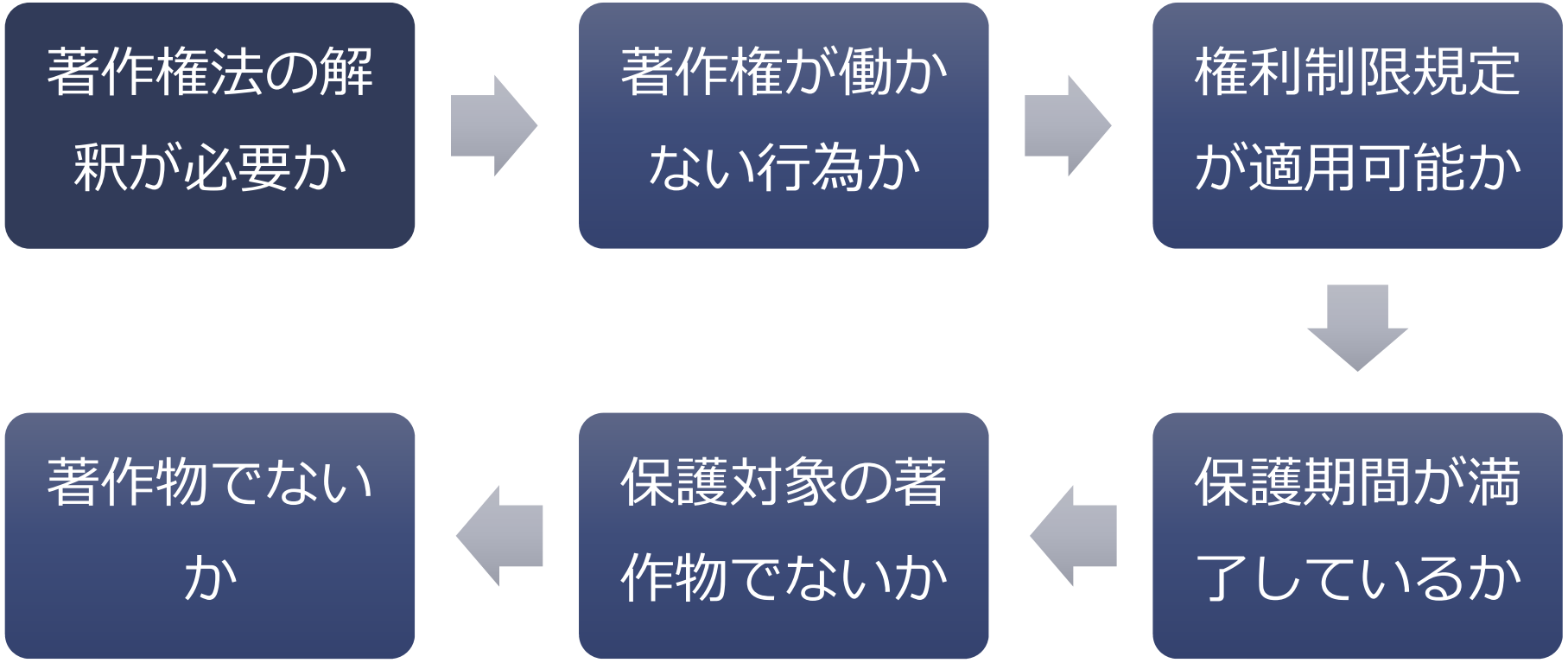
- ただ、例外がいろいろと…。

【主な例外】

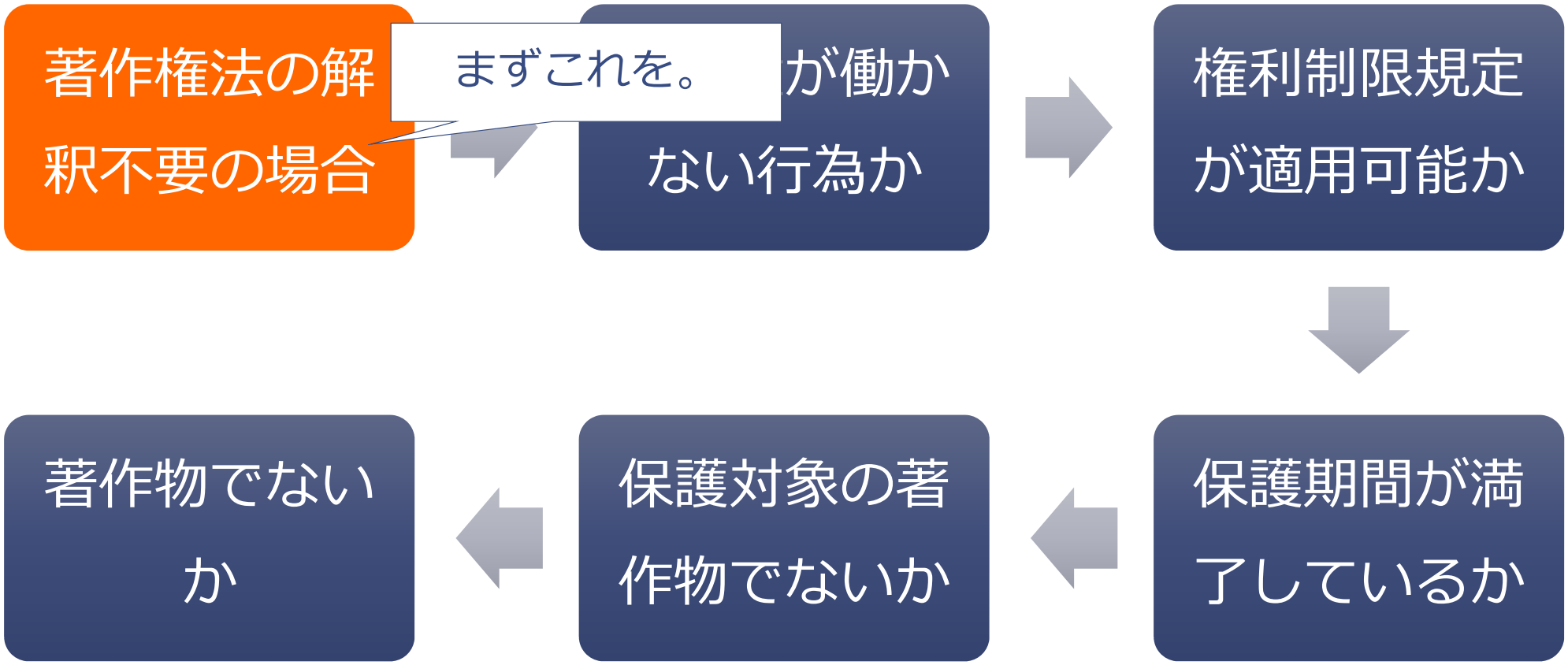
1. 特別の定め（「権利制限規定」）がある場合
2. 著作権が切れている（消滅している）場合
3. その他（法令・通達・判決文など）

⇒このため、教育目的で著作物を使う場合には、許諾を得なくてもよいケースが結構多いです。

著作物を利用する際の確認の手順



著作物を利用する際の確認の手順



著作権法の解釈が不要な場合

- 使用許諾条件が定められている場合
  - 商用オンラインデータベース　など
- （一定範囲での）自由利用を許諾する表示がある場合
  - クリエイティブコモンズ・ライセンスなど
- 著作権フリー素材などを使う場合
  - 「いらすとや」など

著作物を利用する際の確認の手順



どういう場合に著作権が働くか

- 「著作権」は大きく「著作者人格権」と「著作権」に分かれる。
- 著作者人格権

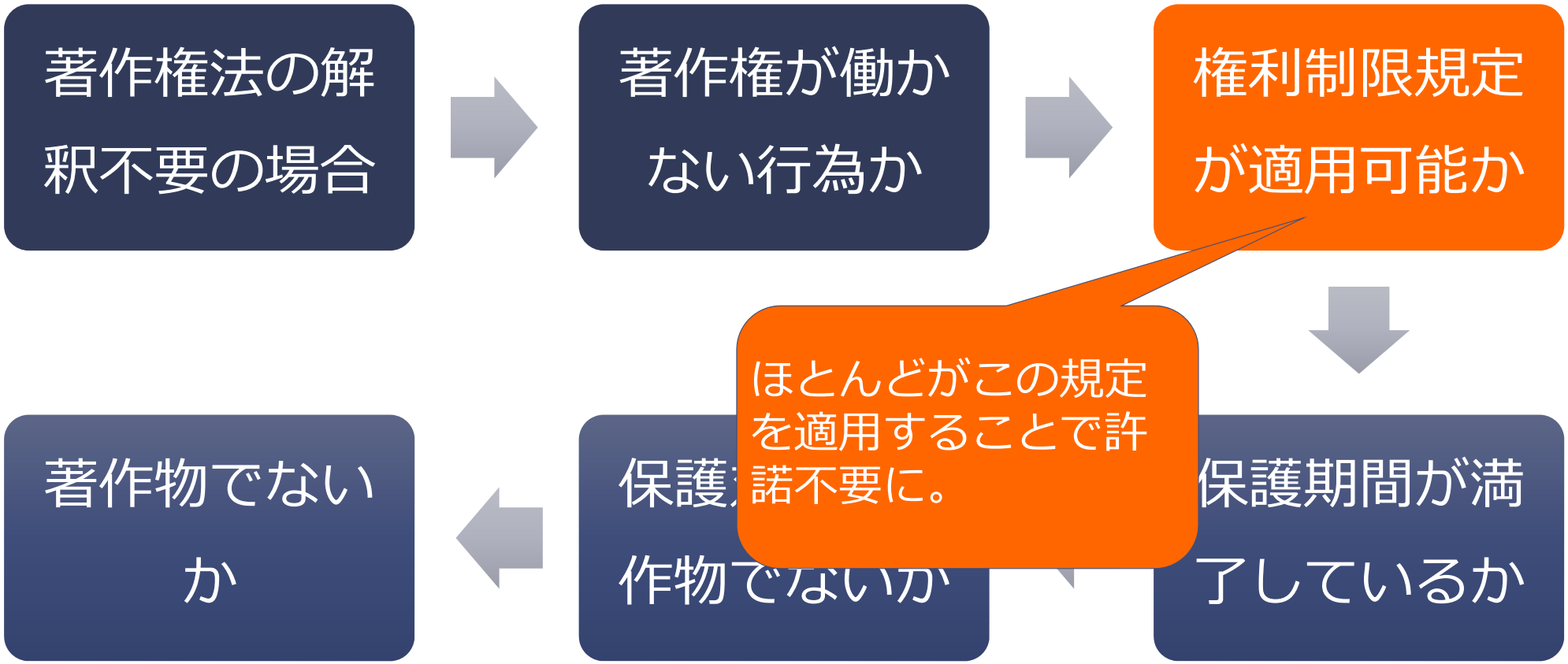
権利の名称	根拠条文	内容
公表権	18条	公表するか否か、公表するタイミングを決定
氏名表示権	19条	名前を出すか、出すならどういう名前にするかを決定
同一性保持権	20条	題号や中身を無断で改変されない。（やむを得ない場合は除く）

どういう場合に著作権が働くか

- 著作権

権利の名称	根拠条文	具体例
複製権	21条	コピー、デジタル化、録音録画など
上演・演奏権	22条	生演奏、レコード鑑賞会など
上映権	22条の2	映写幕やモニタなどに著作物を映し出す
公衆送信権	23条1項	メール配信、放送、アップロードなど
伝達権	23条2項	街頭テレビ、サウナ・美容室などでの受信
口述権	24条	朗読
展示権	25条	（美術・未公表写真の）展示
頒布権	26条	ビデオソフトなどの貸出、新品販売
譲渡権	26条の2	新品販売
貸与権	26条の3	図書館窓での本の貸出し（ビデオソフトなどを除く）
翻訳・翻案権	27条	和訳、立体化、平面化、映画化など

著作物を利用する際の確認の手順



主な権利制限規定

名称	根拠条文	具体例
私的使用のための複製	30条1項	ビデオ録画、模写、コンビニコピーなど
図書館等における複製	31条1項	コピーサービス、保存のための複製など
引用	32条1項	批評や紹介のために文章や絵などを掲載
授業のための複製	35条1項	学校の授業の教材にするための複製
点字による複製等	37条1・2項	点字図書や点字データの作成、送信
視覚障害者等への複製等	37条3項	録音図書・拡大本等の作成、ネット配信
非営利・無料の上映等	38条1項	非営利・無料による演奏・口述・上映など
非営利・無料の貸与	38条4項	非営利・無料による貸出し
翻訳・翻案による利用	43条	権利制限の対象行為に翻訳・翻案を追加
複製物の譲渡	47条の9	権利制限規定の目的内で譲渡OK

権利制限規定

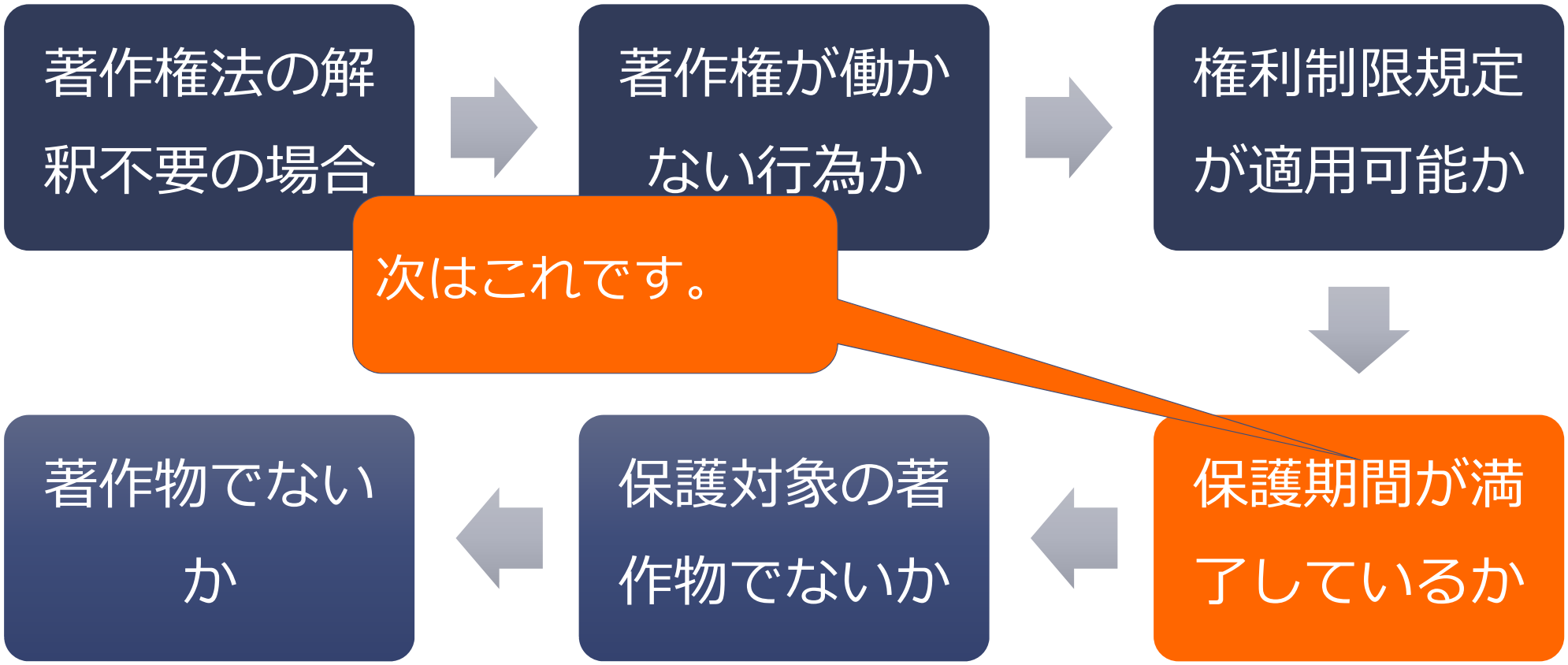
平成30年法改正で、この「権利制限規定」が大幅に拡充しました！

（例）AIに深層学習をさせるために大量の著作物を記憶させる（「柔軟な権利制限規定」）

オンデマンド授業での著作物の利用(「教育の情報化に対応した権利制限規定」)

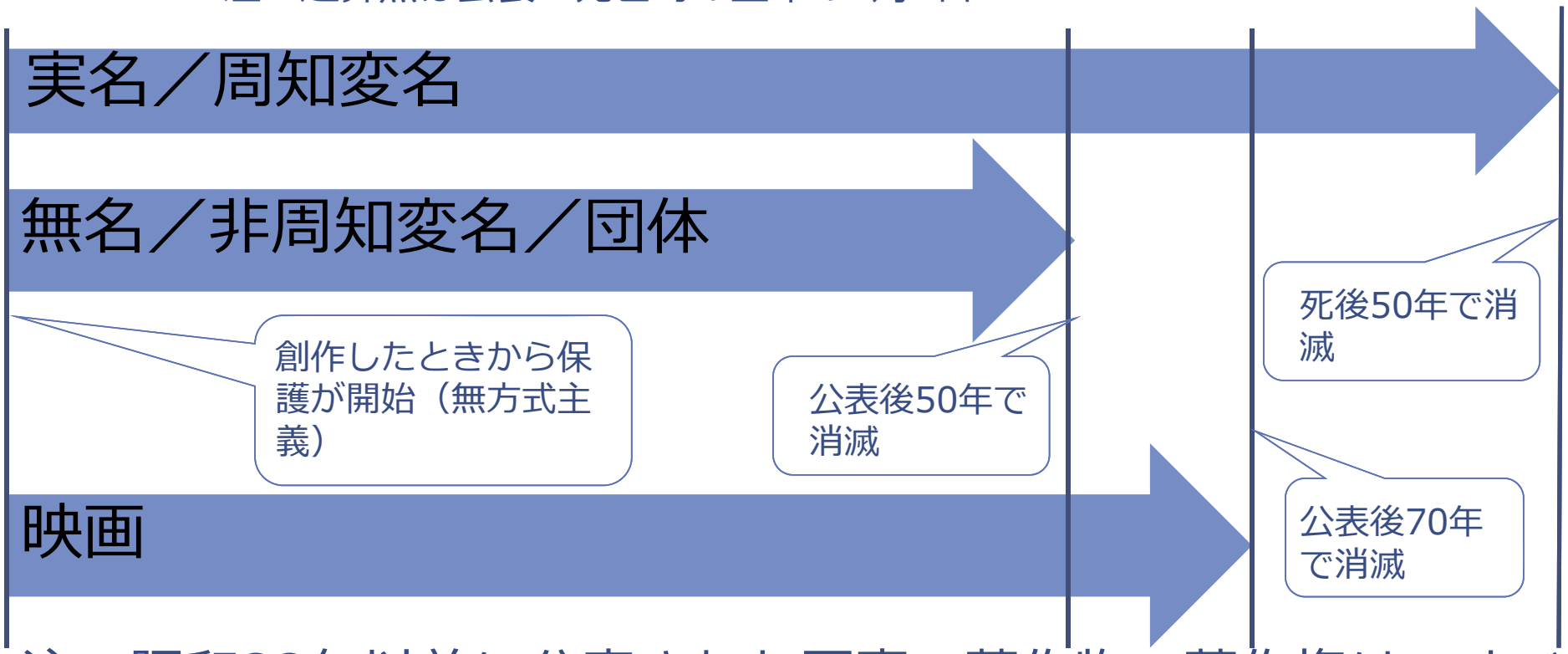
（詳しくは後ほど…）

許諾が必要かの確認フロー



著作権の保護期間

注：起算点は公表・死亡時の翌年の1月1日



注：昭和32年以前に公表された写真の著作物の著作権は、すべて消滅しています。

著作権の保護期間

ただし、12/30から延長されます！

（詳しくは後ほど…）

著作権法の一部改正に関する説明会(2019/12/21)
平成30年著作権法一部改正について
ー研究・教育に関係する箇所を中心にー

平成30年に著作権法がどのように改正されたかを簡単に



目次

1. 法改正の話を始める前に：著作物を利用するには
2. 平成30年に著作権法がどのように改正されたかを簡単に
3. 著作権保護期間の延長
4. 研究に関係する項目（経緯を含め）
5. 教育（の情報化）に関係する項目ー実はこれから色々始まりますー

1. TPP11整備法（のうちの著作権関係の改正事項）

1. 著作物等の保護期間の延長
2. 著作権等侵害罪の一部非親告罪化
3. 著作物等の利用を管理する効果的な技術的手段に関する制度整備（アクセスコントロールの回避等に関する措置）
4. 配信音源の二次使用に対する使用料請求権の付与
5. 損害賠償に関する規定の見直し

⇒　6月29日国会で可決成立。7月6日公布。12月30日（TPP11の発効日）施行。

2. 著作権法の一部を改正する法律

1. デジタル化・ネットワーク化の進展に対応した柔軟な権利制限規定の整備
2. 教育の情報化に対応した権利制限規定の整備
3. 障害者の情報アクセス機会の充実に係る権利制限規定の整備
4. アーカイブの利活用促進に関する権利制限規定の整備

⇒　5月18日国会で可決成立。5月25日公布。2を除き平成31年1月1日施行

内容

結局、次の3つの事項を扱うこととします。

1. 著作物等の保護期間の延長
2. デジタル化・ネットワーク化の進展に対応した柔軟な権利制限規定の整備 →研究関係
3. 教育の情報化に対応した権利制限規定の整備 →教育関係

著作権法の一部改正に関する説明会(2019/12/21)
平成30年著作権法一部改正について
ー研究・教育に関係する箇所を中心にー

著作権保護期間の延長



目次

1. 法改正の話を始める前に：著作物を利用するには
2. 平成30年に著作権法がどのように改正されたかを簡単に
3. 著作権保護期間の延長
4. 研究に関係する項目（経緯を含め）
5. 教育（の情報化）に関係する項目ー実はこれから色々始まりますー

経緯

- 旧著作権法下：著作者の死後30年
- 現行著作権法：著作者の死後50年
  - 昭和23年採択のベルヌ条約ブラッセル改正条約で、著作者の死後50年までの保護を義務付けたことが背景にある（日本は昭和50年に加盟）。
- 米国で昭和51年に、EUで平成5年に、死後70年に延長。
  - EUは、昭和40年に死後70年に延長したドイツに合わせた。
  - この延長のため、いわゆるorphan works問題が発生。各国で公的機関における大量の著作物のデジタル化に係る著作権処理手続の必要性が提唱され、検討されることに。
- 平成14年以来、米国から繰り返し保護期間の延長の要望があったのに加え、著作権者団体からも要望が出された。

経緯

- 平成8年法改正：写真の著作物の保護期間延長（死後50年に）
- 平成15年法改正：映画の著作物の保護期間延長（公表後70年に）
- 「著作権法に関する今後の検討課題」（平成17年1月24日）

「欧米諸国において著作権の保護期間が著作者の死後70年までとされている世界的趨勢等を踏まえて、著作権の保護期間を著作者の死後50年から70年に延長すること等に関して、著作物全体を通じての保護期間のバランスに配慮しながら、検討する」

⇒平成19年、文化審議会著作権分科会に「過去の著作物等の保護及び利用に関する小委員会」を設置し、検討開始。

経緯

- 平成21年1月まで同委員会で検討。その結果は、同月に出された著作権分科会の報告書に記載。
- 「中間整理においては、いずれの論点についても、保護期間延長に肯定的な立場と否定的な立場の両方の立場からの意見が様々に出されており、意見集約には至っていない」との結論。⇒延長見送りとなった。

・・・ところが、突如、TPPや日欧EPAに、保護期間延長の項目が入ることに。

- 「文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会　環太平洋パートナーシップ（TPP）協定に伴う制度整備の在り方等に関する報告書」（平成28年2月）により、「国際調和の観点を重視」し、延長が適当との結論に。

⇒TPP整備法第8条（著作権法の一部改正）により、保護期間延長が規定。

経緯

- トランプ大統領がTPPを「脱退」したことにより、TPP11を締結する方向に。その際、保護期間延長の項目は凍結されたが・・・。
- TPP整備法の一部改正法（TPP11整備法）では、「政府全体の方針により」（文化庁著作権課・水田課長）、著作権法の改正の部分はそのままとなったため、保護期間の延長が確定。
- TPP11整備法の施行日は、TPP11の発効日（＝TPP11への加入書の寄託を6ヵ国目が行った時点から60日後）となっているところ、6ヵ国目のオーストラリアが10/31に寄託したため、12/30から施行されることに。

延長の内容

(1)著作物等の保護期間の延長

種類		現行法	改正案
著作物	原則	著作者の死後50年	著作者の死後70年
	無名・変名	公表後50年	公表後70年
	団体名義	公表後50年	公表後70年
	映画	公表後70年(※)	公表後70年(※)
実演		実演が行われた後50年	実演が行われた後70年
レコード		レコードの発行後50年	レコードの発行後70年

(※)映画の著作物の保護期間については，すでに協定上の義務を満たしている。

文化庁作成の概要資料から抜粋

http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/kantaiheiyo_hokaisei/pdf/r1408266_01.pdf

延長の内容

- ただし、発効日の時点で著作権等が消滅している場合は、消滅したまま（＝復活しない）。（不遡及原則）
- 日本の著作権法では、1年に1回（1/1）、著作権が消滅。TPP11の発効日が12/30となったため、昭和43年に亡くなった著作者（例：村岡花子、子母澤寛など）の著作権が一律20年延長に。

  ∴ 昭和42年以前没かどうかが分岐点に！

著作権法の一部改正に関する説明会(2019/12/21)
平成30年著作権法一部改正について
ー研究・教育に関係する箇所を中心にー

研究に関係する項目（経緯を含め）



目次

1. 法改正の話を始める前に：著作物を利用するには
2. 平成30年に著作権法がどのように改正されたかを簡単に
3. 著作権保護期間の延長
4. 研究に関係する項目（経緯を含め）
5. 教育（の情報化）に関係する項目ー実はこれから色々始まりますー

研究に関係する項目ー経緯(1)

「日本版フェアユース」構想

- 平成16年8月、文化庁が「著作権改正要望」を募集。その中で、「公正使用（フェアユース）の規定など一般的な権利制限規定の導入」を要望した団体あり。ただ、平成17年1月の「著作権法に関する今後の検討課題」における検討事項に盛り込まれず。
- 平成20年11月、知的財産戦略本部デジタル・ネット時代における知財制度専門調査会が「導入することが適当」と結論づけた。これを受け、文化庁でも翌年5月から検討を開始。
- ただ、平成23年1月の報告書では、①著作物の付随的な利用（現・著30条の2）、②適法利用の過程における著作物の利用（現・著30条の3）、③著作物の表現を享受しない利用（現・著30条の4、47条の9）の3類型に区分して、個別に規定すれば足りるという結論に。

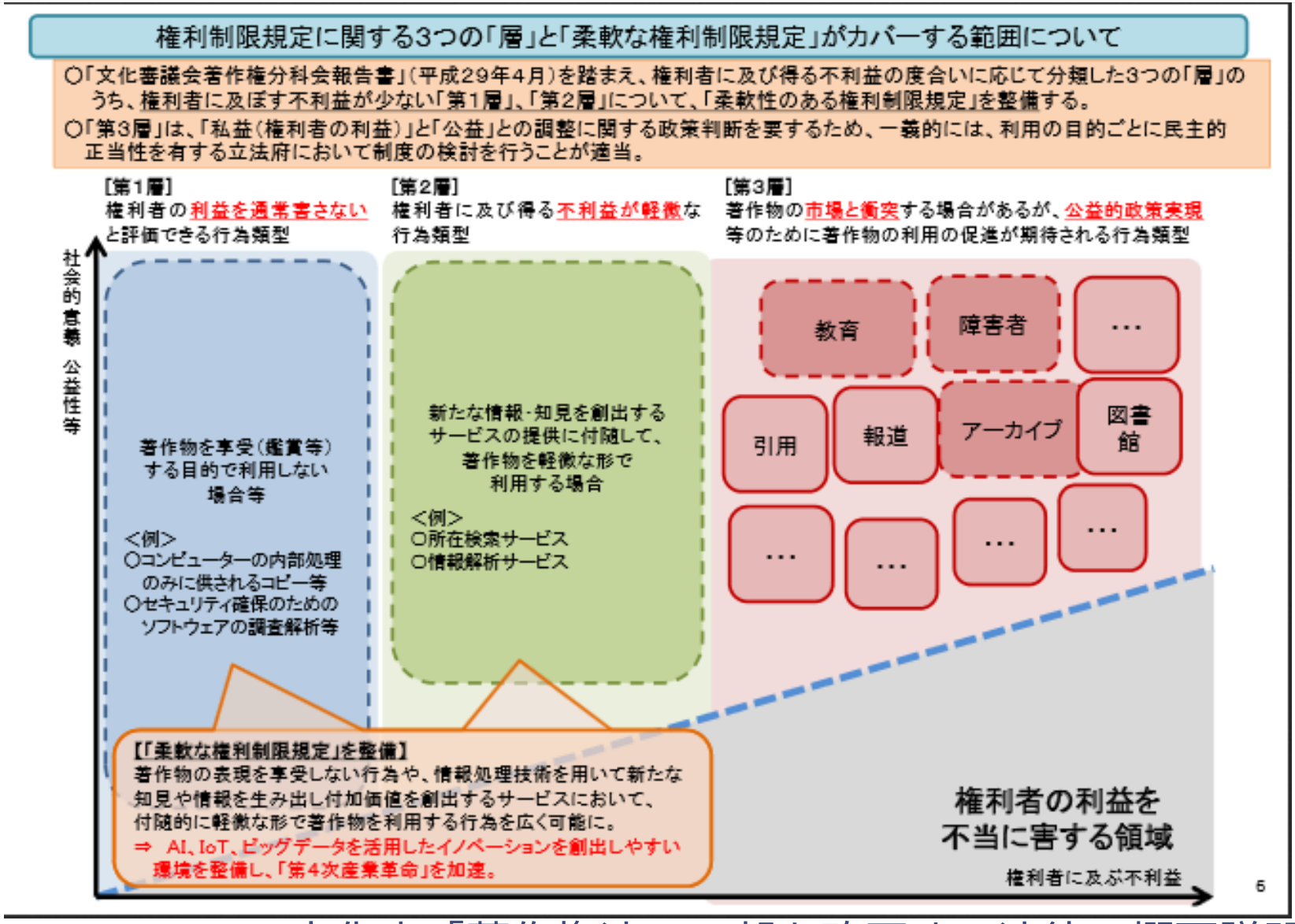
研究に関係する項目ー経緯(2)

- 録音録画等の技術開発・実用化の試験に用いられるための著作物等の利用（平成24年）
  - 録音録画や送信技術の開発や検証のために、音声や映像、画像のサンプルとして著作物を使うことができるようになった（30条の4）。
- インターネット情報の検索サービスを実施するための複製等（平成21年）
  - インターネットの検索サービス事業者が、その検索サービスを提供するための複製につき、一定の要件のもとで自由に行えるようにするためのもの（47条の6）。
- 情報解析研究のための複製（平成21年）
  - Web情報や言語、音声、映像等を解析する「情報解析」を行う目的で、対象となる著作物等（文章、音声、映像、写真等）を取り込むことができるようになった（47条の7）。

研究に関係する項目ー経緯(3)

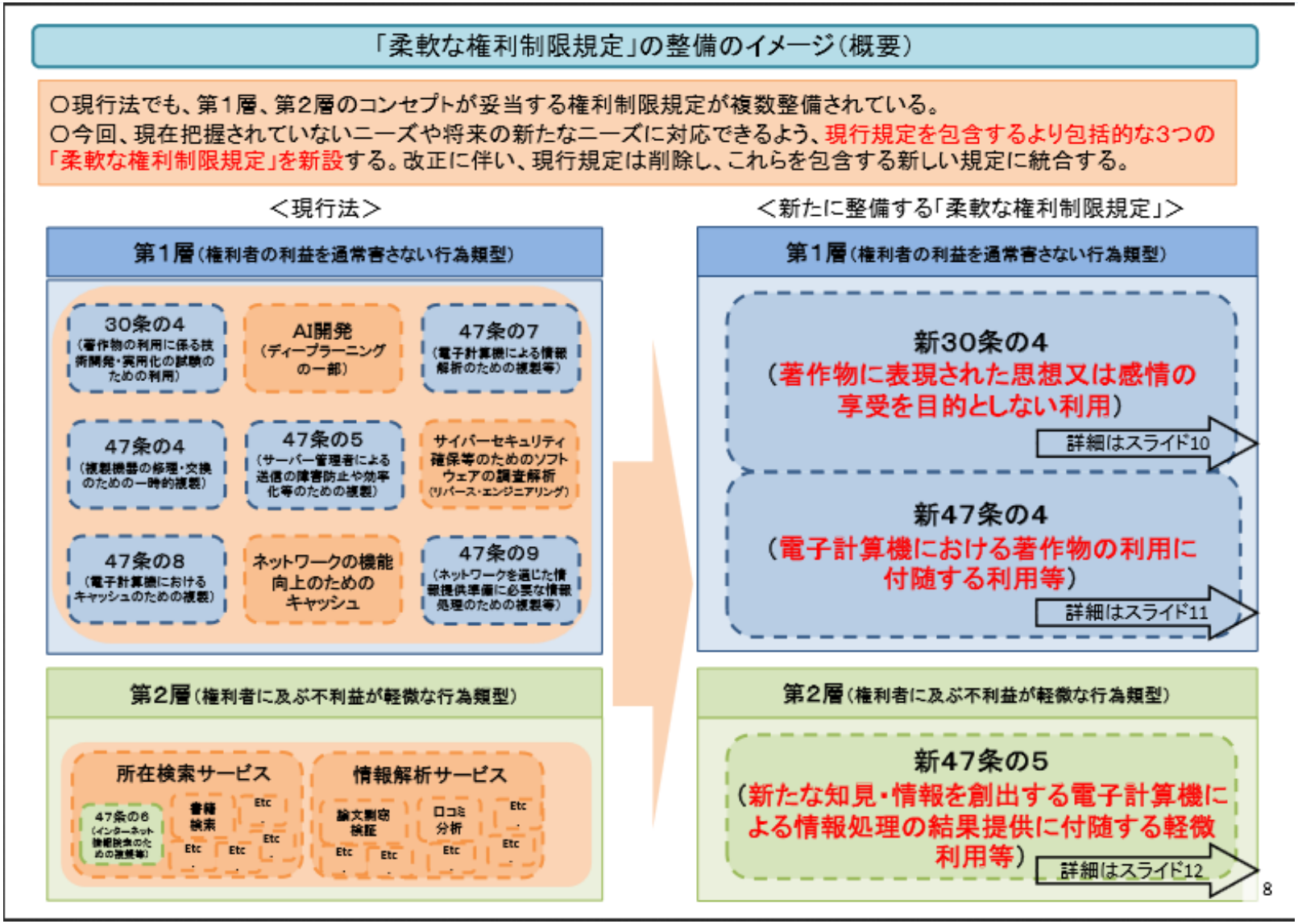
「日本版フェアユース」構想

- これについては、有識者や産業界等から様々な指摘がされたこともあり、また、新たな技術の進展に対応するための制度設計の必要性が認識されたため（その後の「知的財産推進計画」にも、「柔軟性のある権利制限規定」を新設することに関する取組が求められることとなった）、文化庁においても検討を進めることとなった。
- かなり丁寧な検討（例：国産の検索エンジンや論文剽窃検証サービスが育たなかったことと権利制限規定との関係につき検討し、明確な因果関係は見いだせなかったとの結論を導出）を行った上で、日本で「一般的な権利制限規定」の導入は望ましくないと結論づけた。
- むしろ日本では、「明確性と柔軟性の適切なバランスを備えた複数の規定の組み合わせによる「多層的」な対応が適当とされた。

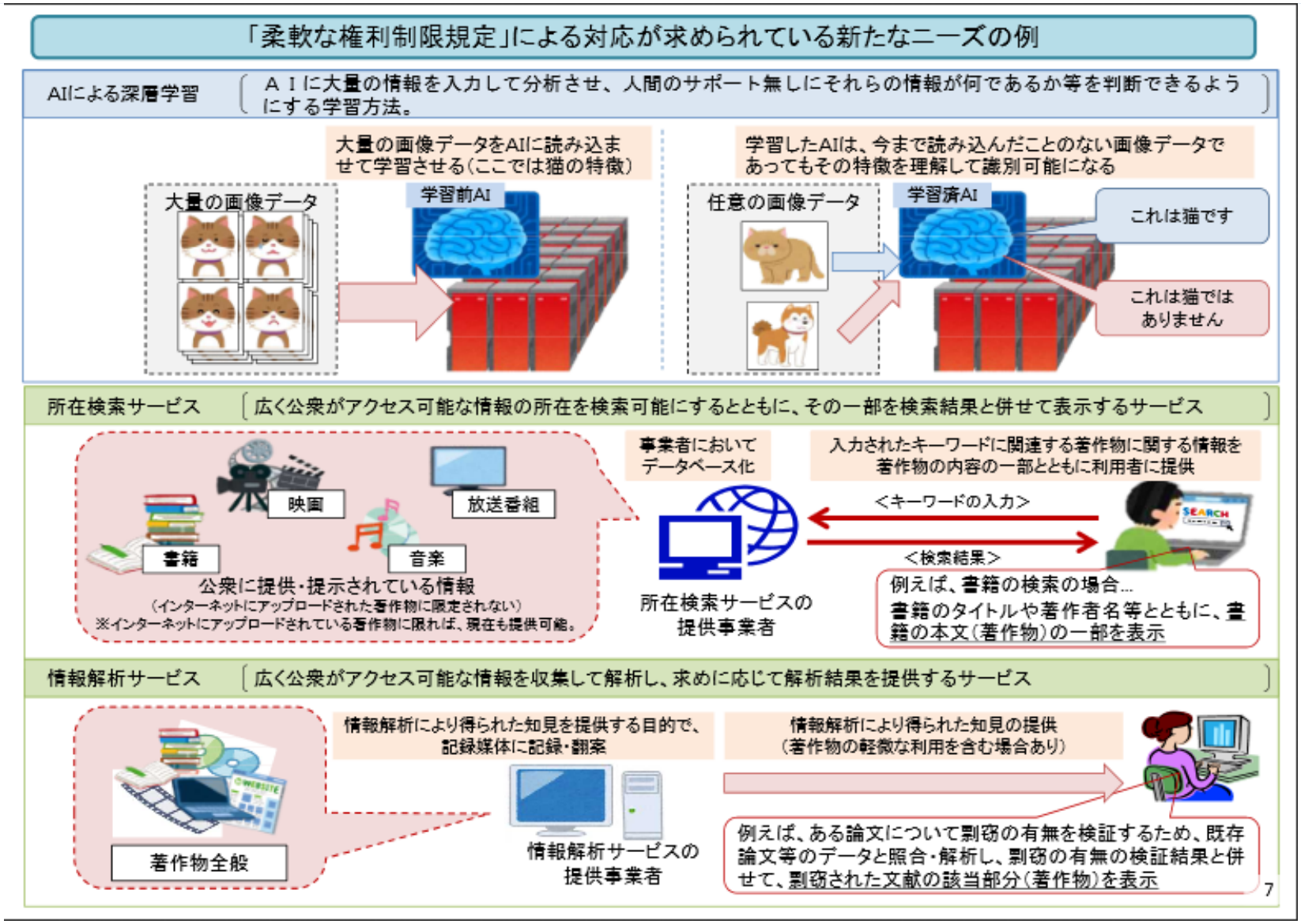


文化庁「著作権法の一部を改正する法律　概要説明資料」から抜

http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/bunkakai/51/pdf/r1406118_08.pdf



文化庁「著作権法の一部を改正する法律　概要説明資料」から抜粋
http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/bunkakai/51/pdf/r1406118_08.pdf



文化庁「著作権法の一部を改正する法律　概要説明資料」から抜粋
http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/bunkakai/51/pdf/r1406118_08.pdf

既存の規定の扱い

■録音録画等の技術開発・実用化の試験に用いられるための著作物等の利用（平成24年）
- 録音録画や送信技術の開発や検証のために、音声や映像、画像のサンプルとして著作物を使うことができるようになった（30条の4）。

■インターネット情報検索サービスを実施するための複製等（平成21年）
- インターネットの検索サービス事業者が、その検索サービスを提供するための複製につき、一定の要件のもとで自由に行えるようにするためのもの（47条の6）。

今回の改正で未公表の著作物を使ってもよいことに。（新第30条の４第1号）

■情報解析研究のための複製（平成21年）
- Web情報や言語、音声、映像等を解析する「情報解析」を行う目的で、対象となる著作物等（文章、音声、映像、写真等）を取り込むことができるようになった（47条の7）。

既存の規定の扱い

■録音録画等の技術開発・実用化の試験に用いられるための著作物等の利用

– 録音録画等の技術開発・実用化の試験のために、音声や映像、画像のサンプルとして複製することができるようになった（30条の4）。

①今回の改正で「インターネット情報」という要件を撤廃。（新第47条の5第1項第1号）→所在検索サービスが適用に。

■インターネット情報の検索サービスを実施するための複製等（平成21年）

– ~~インターネットの~~検索サービス事業者が、その検索サービスを提供するための複製につき、一定の要件のもとで自由に行えるようにするためのもの（47条の6）。

■情報解析のための複製等（平成21年）

– Web上の情報を収集・解析する「情報解析」を行う目的であれば、他人の著作物（音声、映像、写真等）を取り込むことができるようになった（47条の7）。

①今回の改正で複製以外の行為についても適用できるように。（新第47条の5第1項第1号）

既存の規定の扱い

■録音録画等の技術開発・実用化の試験に用いられるための著作物等の利用（平成24年）
- 録音録画や送信技術の開発や検証のために、音声や映像、画像のサンプルとして著作物を使うことができるようになった（30条の4）。

■インターネット情報の検索サービス

今回の改正で単に取り込むだけでなく、結果の表示も行えるようになった（新第47条の5第1講第2号）。→論文剽窃検証サービスに適用できるようになった。

①今回の改正で「電子計算機による」という要件を撤廃。（新第30条の４第2号）
②今回の改正で「統計的な」という要件を撤廃。このため、AIの深層学習のための蓄積が対象に。（新第30条の4第2号）

■情報解析研究のための複製（平成21年）
- Web情報や言語、音声、映像等を解析する「情報解析」を行う目的で、対象となる著作物等（文章、音声、映像、写真等）を取り込むことができるようになった（47条の7）。

著作権法の一部改正に関する説明会(2019/12/21)
平成30年著作権法一部改正について
ー研究・教育に関係する箇所を中心にー

教育（の情報化）に関係する項目



目次

1. 法改正の話を始める前に：著作物を利用するには
2. 平成30年に著作権法がどのように改正されたかを簡単に
3. 著作権保護期間の延長
4. 研究に関係する項目（経緯を含め）
5. 教育（の情報化）に関係する項目

現状

現行著作権法における学校等の授業の過程における著作物の利用の取扱い

権利制限あり（無許諾・無償）
（著作権法第35条第1項）

複製

対面授業で使用する資料として印刷・配布



権利制限あり（無許諾・無償）
（著作権法第35条第2項）

遠隔合同授業のための公衆送信

対面授業で使用した資料や講義映像を遠隔合同授業（同時中継）で他の会場に送信

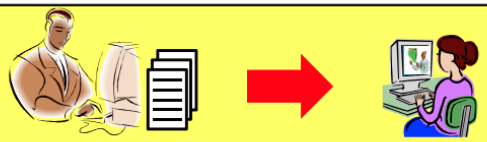


今回の改正範囲

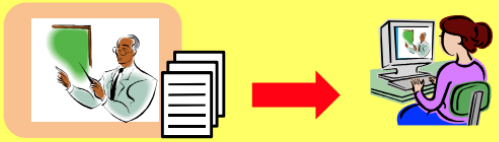
その他の公衆送信全て

権利制限なし（許諾を得て利用）

対面授業の予習・復習用の資料をメールで送信



オンデマンド授業で講義映像や資料を送信



スタジオ型のリアルタイム配信授業



経緯

■現行第35条第1条（昭和45年）

– 対面授業での複製

→ 平成15年に「授業を受ける者」も主体に。

■現行第35条第2項（平成15年）

– 遠隔合同授業のための送信

「学校その他の教育機関における著作物の複製に関する著作権法第35条ガイドライン」（平成16年3月）

http://jbpa.or.jp/pdf/guideline/act_article35_guideline.pdf

今回の改正事項

- 新たに、学校等での授業の過程で著作物の公衆送信を行うことにつき、著作権者の許諾なしで行うことができるように。
- ただ、今回新たに行うことができるようになった、次のような行為については、指定団体（「教育目的補償金管理協会」）に一定金額の補償金（授業目的公衆送信補償金）を支払わなければならないことに。
  - オンデマンド授業（異時授業）のための公衆送信
  - 対面授業のための公衆送信
  - スタジオ型のリアルタイム配信授業

＊逆に言えば、これまでの形態の授業は無許諾で利用OKの状態が続くことに。

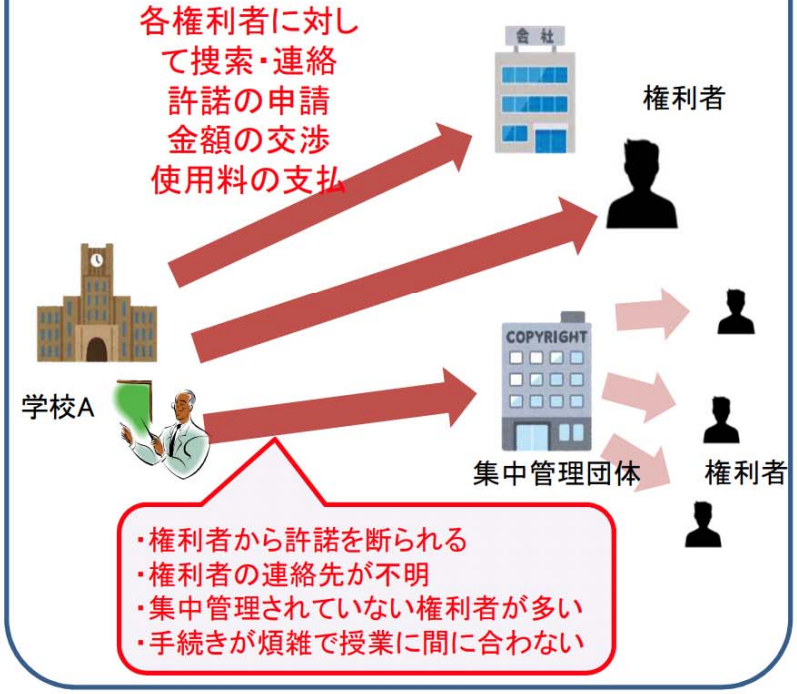
今般の改正による学校等における著作物の公衆送信の円滑化のイメージ

学校等の授業の過程で著作物の公衆送信を行う際の著作権処理の取扱い(※)

※現在権利制限の対象のものを除く。

現在

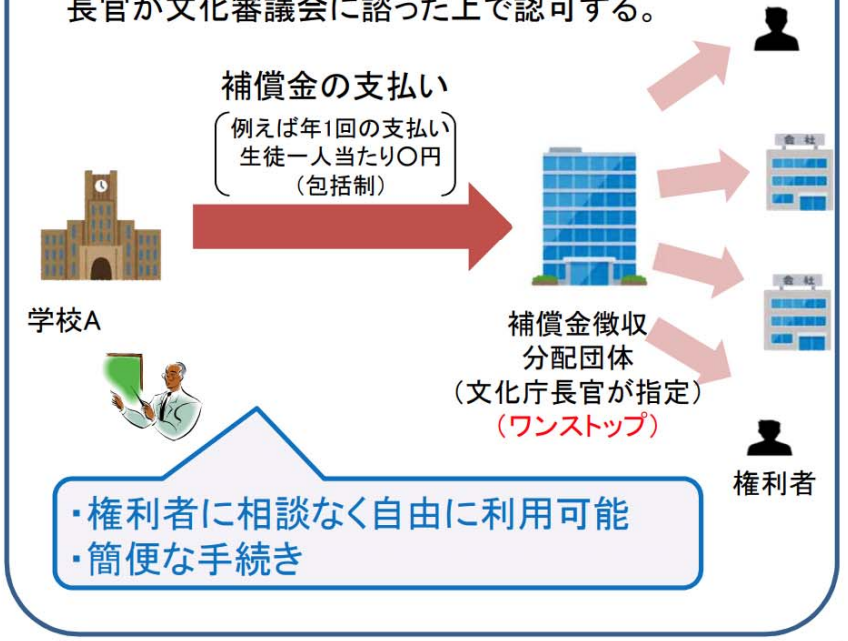
著作物毎に、利用の都度許諾を得ることと対価を支払うことが必要



改正後

権利制限により、ワンストップの窓口に一定の補償金を支払えば著作物を適法に利用可能

※補償金額については、補償金徴収分配団体が教育関係者からの意見聴取を経て申請し、文化庁長官が文化審議会に諮った上で認可する。



施行日

（この教育会館など）公布の日から起算して3年を越えない範囲において政令で定める日（附則第2号）。

→受け皿団体の設立と文化庁による指定の手続、補償金の額の決定、補償金関連業務に関する規程の届出等、補償金制度の実施準備のための手続にそれなりに時間が掛かることが想定されるため。

著作権法の一部改正に関する説明会(2019/12/21)
平成30年著作権法一部改正について
ー研究・教育に関係する箇所を中心にー

参考文献



参考文献

- 文化庁著作権課「解説　著作権法の一部を改正する法律（平成30年改正）について」『コピライト』(692）,2018.12, p.22-60.
- 水田功「特別講演録　著作権行政をめぐる最新の動向について」 『コピライト』(691）,2018.11, p.2-38.
- 「文化審議会著作権分科会報告書」（平成29年4月）文化庁HP

http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/pdf/h2904_shingi_hokokusho.pdf

- 「著作権法の一部を改正する法律（平成30年法律第30号）について」文化庁HP

http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/h30_hokaisei/

参考文献

- 「「著作権法施行令の一部を改正する政令（案）」及び「著作権法施行規則の一部を改正する省令（案）」に関する意見募集の実施について」電子政府の総合窓口HP
  http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=185001015&Mode=1
- 「「著作権法施行規則第二条の四の規定に基づき文化庁長官が定めるウェブサイトを定める件（案）」に関する意見募集の実施について」電子政府の総合窓口HP
  http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=185001016&Mode=1
- 「環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律（平成28年法律第108号）及び環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律の一部を改正する法律（平成30年法律第70号）について」文化庁HP
  http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/kantaiheiyo_hokaisei/